

# 都内避難者の皆様への 定期便

2018   
5月号    
NO.148

都内に避難されている皆様へ、  
東京都からのお知らせをお送りします。

## ふるさとからのお知らせ (P1~2)

ふるさとの今をお知らせします。今月は福島県からです。

## 現地の応援団より (P4)

東北で働く応援団をご紹介します。今月は、宮城県内に派遣されている東京都職員からです。

## 「都内避難者相談拠点」のご案内 (P7)

東京都が実施する都内に避難されている方向けの総合相談窓口のご案内です。

## 東京しごとセンター (P9~10)

東京都が実施する就労相談などのご案内です。

## 「東日本大震災の記憶風化防止 イベント」開催レポート (P3)

2月に開催された「東日本大震災の記憶風化防止イベント」のレポートです。

## 都内の応援団より (P5~6)

都内に避難されている皆様の応援団をご紹介します。今月は、都内避難者相談拠点(総合相談窓口)です。

## 司法書士による面談・電話相談の ご案内 (P8)

東京司法書士会が実施する法律相談のご案内です。

次号の発送は、  
平成30年6月1日を予定しています。

# ふるさとからのお知らせ

## 今月は福島県からお知らせします。

### 高速道路の無料措置の延長等について

警戒区域等に居住されていた方

平成32年3月末まで延長されました

原発事故による警戒区域等からの避難者に対する高速道路の無料措置は、平成24年より、避難者の一時帰宅等を支援する目的で実施されています。

このたび、通行の迅速化と携帯性等の利便性向上のため、対象者に新たにカード（ふるさと帰還通行カード）を発行することとなり、現在、各市町村において申し込みを受け付けています。平成30年7月1日からはカードによる通行へ完全移行し、従前からの被災証明書等の提示による通行はできなくなりますので、早めに手続きを行ってください。

母子避難者等

平成31年3月末まで延長されました

原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置は、平成25年より、避難して二重生活となっている家族（※）の再開を支援する目的で実施されています。

**注意** 現在証明書をお持ちで、次に該当する世帯の方は、所定の手続きを行ってください。

手続きが必要な場合	必要な手続き
避難元の市町村へ帰還された場合	無料措置の対象外となるので、避難元市町村に証明書を返却してください。
子どもが平成29年度中に満18歳となった場合 ① 子どもが満18歳となった方みの場合 ② ①以外で支援対象となる子どもが避難している場合	①避難元市町村に証明書を返却してください（無料措置は平成30年3月末まで）。 ②支援対象の子どものみを記載した証明書の再発行を避難元市町村に申請してください。
証明書に記載の住所と現住所が異なる場合	証明書を発行した避難元市町村へ再申請してください（書換えのされていない証明書は無効です）。

※対象となるのは、震災発生時に福島県浜通り・中通り（警戒区域等を除く）に居住しており、避難して二重生活となっている母子避難者等（妊婦を含む）及び対象地域内に残る父親等であって、かつ、避難する子供が18歳以下であること。

**問** 【カードの申し込みに関すること】 避難元市町村

【その他全体に関すること】 福島県庁 避難者支援課 ☎ 024-523-4157

## 医療を受ける際の一部負担金の免除期間の延長について

次に該当する国民健康保険及び後記高齢者医療の被保険者の方が医療機関で受診された場合の窓口負担（1～3割）の免除については、平成30年3月1日以降、次のとおり免除が延長されました。

詳細は、住民票のある市町村窓口にお問い合わせください。

### ◆ 免除を受けることができる対象者及び延長期間

対 象 者	延長期間
帰還困難区域等（※1）の住民の方、上位所得層（※2）を除く旧避難指示区域等（※3）の住民の方	平成31年2月28日まで

※1 「帰還困難区域等」とは、①帰還困難区域、②居住制限区域、③避難指示解除準備区域の3つの区域をいいます。

※2 「上位所得層」とは、医療保険の高額療養費の上位所得の判定基準等を参考に設定されます（国民健康保険の例では、所得の合算額が633万円を超える世帯で、毎年7月に前年の所得をもとに判定）。

※3 「旧避難指示区域等」とは、平成25年度以前に指定が解除された（a）旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）、平成26年度に指定が解除された（b）旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部及び南相馬市の特定避難勧奨地点）、平成27年度に指定が解除された（c）旧避難指示解除準備区域（楡葉町の一部）、平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された（d）旧居住制限区域等（葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部）の4つの区域等。

### ◆ その他

旧居住制限区域等の上位所得層（上記※2）の方、あるいは主たる生計維持者の死亡・行方不明、住家の全半壊などの要件に該当する方は、免除となる場合があるので、お住まい又は住所がある市町村等にお問い合わせください。

**問** 福島県庁 国民健康保険課 ☎ 024-521-7203

## 避難先情報の届出のお願い

避難先の変更などがありましたら情報をご提供ください。福島県や避難元市町村からのさまざまなお知らせをお届けするなど、避難先においても一定の行政サービスが受けられます。

情 報 提 供 先	
①	13指定市町村（※）から避難されている方 避難元の市町村
②	① 以外の市町村から避難されている方 避難先の市町村

※いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村、飯館村

**問** 福島県庁 避難者支援課 ☎ 024-523-4250



# 東日本大震災の記憶風化防止イベント

復興応援・復興フォーラム 2018 in 東京

2月17日(土)、東京国際フォーラムにて、東京都と東北4県(青森県、岩手県、宮城県、福島県)が共同で「東日本大震災の記憶風化防止イベント 復興応援・復興フォーラム2018 in 東京」を開催いたしました。

ステージイベントでは、小池都知事から「東京は、電力、食料、人材など多くを東北の地域に支えられて、今日の発展に至っている。このことを決して東京に住む私たちは忘れてはなりません。復興を遂げつつ

ある被災地を訪問して、ご自身の目で見て感じていただく。被災地に思いを寄せて、被災地産の食材などを味わうなど、私たちにできることはいっぱいある。このイベントを通じて、都民と被災地の皆さんとの絆が一層深まることを祈念します。」と挨拶をし、イベントがスタート。続いて、小池都知事と村井宮城県知事により、震災記憶の風化防止をテーマにトークセッションを行ないました。

その後、宮城県石巻市「石ノ森萬画館」の木村仁統括部長から震災記憶の講話、また、東北4県からは、復興に向けた先進的取組の事例発表が行われました。クロージングセレモニーでは、野球評論家 野村克也氏から支援の呼びかけをいただきました。

ステージイベントの他にも、手づくり防災グッズワークショップやサバ・メシ(サバイバル・メシ)のデモンストレーションなど「家族で学べる体験イベント」や、地上広場での県産品販売・郷土料理の提供が行われ、たくさんの皆様に東北被災地を感じていただけるイベントとなりました。

東日本大震災から7年が経過しましたが、復興の道のりはいまだ途上です。

東京都は、これからも風化防止と支援の継続を呼びかけていきます。



小池都知事の挨拶



木村部長による「震災記憶の講話」



郷土料理の提供

# 現地の応援団より

東北で働く応援団をご紹介します。

今月は宮城県内に派遣されている東京都職員からです。

私は、昨年の4月から仙台にある東京都被災地支援岩手県・宮城県事務所で働いており、宮城県内の各地で頑張る18人の東京都派遣職員をサポートしながら、派遣先自治体との調整、現地での情報収集などを行っています。各地を車で移動することが多い仕事ですが、昨年もこの季節は高速道路から一面に見える田んぼが一気に緑に変わり、その美しさに驚いたのをよく覚えています。1年を通して春の桜、夏の花火、秋の銀杏、冬の雪といった四季折々の美しさに触れつつ、仙台の七夕祭りや光のページェントといったイベントを楽しむなど、宮城を存分に感じています。

一方、私が着任してから1年の間にも復興が着実に進んでいます。女川や閑上などの各地で災害公営住宅の建設が進んでいるほか、南三陸町の復興商店街「ハマーレ歌津」が開業し、三陸自動車道も歌津ICまで延伸、気仙沼市内でも一部開通するなど、訪れるたびに復興の現場が少しずつ変わっていくのを見てきました。そして、昨年9月に南三陸町の新役場が完成したように、災害公営住宅の建設などが一区切りした一部の自治体では、ようやくプレハブの仮庁舎から建て直しが開始されています。まだ復興に時間が必要な市町もありますが、それでも少しずつ復興も段階が進んできていると感じられます。

東日本大震災の発生から7年が経ちましたが、今も東京都からの派遣職員は、土木工事や用地取得、企業復興支援、固定資産税評価など様々な分野で東北の復興に携わっています。現地事務所ともども頑張っていますので、よろしくお願いいたします。

東京都被災地支援岩手県・宮城県事務所（宮城県担当） 若林 孝介



南三陸町役場



SENDAI光のページェント



# 都内の応援団より

都内に避難されているみなさまの応援団をご紹介します。

今月は都内避難者相談拠点（総合相談窓口）です。

## 都内避難者相談拠点（総合相談窓口）をご存知ですか？

「都内避難者相談拠点」は、東京都の委託を受けて、東京都社会福祉協議会が実施している総合相談窓口です。東日本大震災により都内に避難されたみなさま一人ひとりの悩みをお伺いし、解決に向けたお手伝いをいたします。

「どこに相談すれば良いかわからない…」

「こんな事聞いても大丈夫かな？」

「心のうちを聞いて欲しい」

など、迷った際にはいつでもお電話下さい。匿名でも構いません。丁寧にお話をお伺いし、必要や状況に応じて、解決に向けたアドバイスや情報を提供します。



地下鉄飯田橋駅直結のセントラルプラザの5階にあります。



避難元の資料や、新聞等もご用意しています。



各被災県や広域避難者支援連絡会 in 東京などが開催しているイベントで、出張相談も実施しています。



## 相談員より

新緑の時期、いかがお過ごしでしょうか。長期にわたり避難生活を続けておられる皆様のご心労、お察し申し上げます。

私たち相談員は、都内に避難されている皆様に安心した生活を送っていただけるよう、様々なご相談、お悩みをお伺いしています。

平成29年7月号に続いて、今回も今まであったご相談をいくつかご紹介いたします。

### エピソード① 30代女性

～東京でのこれまでの生活について～

避難者として6年以上東京で生活する中で感じてきた孤独感と、募る故郷への想い、都内で子育てをしていく上での大変さなどを話してくださいました。相談者は今まで誰も気持ちを分かってくれる人がいなかったと話されました。これまで積み重ねてきた生活のご苦労等をお聴きしたところ、今まで誰に話したら良いかわからなかったが、話を聞いてもらうだけで気持ちが楽になった、と話してくださいました。



### エピソード② 50代女性

～生活保護の申請時期について～

持病があり仕事ができず今後に不安がある、生活保護をいつ申請したら良いか、というご相談でした。お話を伺っていくと、現在は貯金を少しずつ切り崩して生活費に充てていることや、今は治療に専念したいという想いが強いこと等を話してくださいました。生活保護の受給要件や申請手続きについて一つひとつご説明したところ、現状では、今すぐに生活保護を申請できないということをご理解いただきました。

今後はお身体を大事にしていいただきながらも、生活が立ち行かなくなりそうな時には、まずはお住まいの地域の担当窓口にご相談いただくよう連絡先をご案内しました。



わたしたちに、お気軽にご相談ください。あなたの悩みに親身に寄り添い、解決に向けお手伝いをいたします。

来室による直接のご相談も可能です。まずはお電話ください。地下鉄飯田橋駅直結のセントラルプラザ5階の大きな窓のある部屋でお待ちしております。

#### 都内避難者相談拠点（総合相談窓口）

 **0120-978-885**

（受付時間） 平日 9:30～17:00

（住 所） 新宿区神楽河岸1-1 飯田橋セントラルプラザ5階

※来室される際は、事前にご連絡をお願い致します。

